

株式会社OCS

OCSオートローン「お申込み・ご契約の内容」(WEB 申込用)

2025年8月15日制定

申込者(契約者)(以下「私」という)および連帯保証人予定者(連帯保証人)(以下「連帯保証人」という)は、以下の条項を承認のうえ、私が販売店(以下「販売店」という)との間で締結する売買契約・役務提供契約(以下「売買契約等」という)に基づく車両および特別仕様・付属品・車検・整備等(以下これらを総称して「車両等」という)の現金価格合計から頭金(下取車充当額を含む)を除いた額(以下「残金」という)を、株式会社OCS(以下「会社」という)が私に代わって販売店に立替払いすることを委託し、会社はこれを受託します。

第1条(契約成立時期)

- (1) この契約(以下「本契約」という)は、会社が所定の手続きにより承諾し、販売店に通知したときをもって成立します。なお、会社が承諾しない場合においてもその旨が販売店に通知され、この場合の私に対する通知は販売店から行われるものとします。また、売買契約等に基づき販売店に支払われた申込金は、本契約成立時に頭金に充当されます。
- (2) 私と販売店との売買契約等は、その申込みを販売店が承諾したときに成立するものとし、その効力は本契約が有効に成立したときに生じます。このため、本契約が成立しなかったときは、売買契約等も本契約の申込日に遡って成立しなかったものとし、効力も生じず、(1)の申込金は販売店から私に速やかに返還されるものとします。

第2条(車両等の引渡し)

車両等は、本契約成立後、売買契約等に定める時期および場所において、販売店から私に引渡されるものとします。この場合、私は、車両等が売買契約等の内容と相違なく、かつ状態が良好であることを確認し、販売店から引渡しを受けます。

第3条(分割支払金の支払い)

- (1) 私は、残金に分割払手数料を加算した額(以下「分割支払金合計」という)を会社所定の期日および方法により、会社に支払うものとします。なお、ボーナス月における支払いは、毎月支払分とボーナス月加算支払分の合計額とします。
- (2) (1)の分割払手数料は、残金を毎月支払分とボーナス月加算支払分に分けて、次の算式に基づき計算します。

①毎月支払分

(第1回目)

毎月支払分の元本×年利率÷365日(閏年366日)×契約月の翌月1日(みなし立替日)の翌日から第1回支払日までの日数

(第2回目以降)

前回支払後の元本残高×年利率÷365日(閏年366日)×前回支払日の翌日から今回支払日までの日数

②ボーナス月加算支払分

(第1回目)

ボーナス月加算支払分の元本×年利率÷365日(閏年366日)×契約月の翌月1日(みなし立替日)の翌日から第1回ボーナス月支払日までの日数

(第2回目以降)

前回支払後の元本残高×年利率÷365日(閏年366日)×前回ボーナス月支払日の翌日から今回ボーナス月支払日までの日数

なお、分割支払金(毎月支払分・ボーナス月加算分)の最終回支払額は、利息計算の関係で、他の回の支払額と異なる場合があります。

第4条(債務の充当)

- (1) 分割支払金の支払いにかかる残金および分割払手数料等の充当順序・割合は、会社任意の方法により行われるものとします。
- (2) 会社に対する支払額が本契約および他の契約に基づく債務を完済させるに足りないときには、会社は私に通知することなく、会社が適当と認める順序・方法により充当することができます。

第5条(所有権留保)

私は、車両等の所有権について、残金の立替払いをもって販売店から会社に移転すること、および登録上の所有者名義のいかんにかかわらず、本契約に基づく債務が完済されるまで会社に留保されることを確認し、次の事項を遵守するものとします。

- ①車両等を善良なる管理者の注意をもって管理し、譲渡、質入、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしないこと。
- ②車両等の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合は、速やかにその旨を会社に通知するとともに、会社に所有権があること

を主張証明し、その排除に努めること。

③会社の承諾なく、車両等の保管場所を変更しないこと。また、車両等の改造・毀損等、原状を変更する行為をしないこと。

第6条（車両等の滅失・毀損等）

- (1) 私は、本契約に基づく債務を完済するまでに車両等が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときには、速やかに会社に通知するとともに、残債務全額の一括払いまたは債務履行の継続のいずれかを選択するものとします。なお、債務履行を継続する場合において、会社から請求があったときは、直ちに会社が承認する担保の差入または連帯保証人を追加します。
- (2) 私は、車両等にかかる損害保険金が支払われるときには、会社が残債務全額を上限としてこれを受領し、債務の全部または一部に充当することにあらかじめ同意します。

第7条（届出事項の変更等）

- (1) 私および連帯保証人は、会社に届出た住所・氏名・電話番号・勤務先・指定預金口座等に変更があった場合には、会社に対し、遅滞なく書面その他会社所定の方法により通知します。
- (2) 私および連帯保証人は、(1)の通知がないために、会社からの通知、送付書類等が延着または不到達となっても、会社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。また、会社からの通知、送付書類等を受領しない場合も同様とします。ただし、(1)の通知がなかったことについて、やむを得ない事情があると会社が認めるときは、この限りではないものとします。
- (3) 私もしくは連帯保証人は、後見、保佐、補助の審判が開始されたとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、直ちに会社所定の方法により届出るものとし、この届出がないために生じた損害について、会社は責任を負わないものとします。なお、私もしくは連帯保証人の後見人、保佐人、補助人が後見、保佐、補助の審判が開始されたとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときも同様とします。
- (4) 私および連帯保証人は、その財産・収入・信用等を会社（会社が委託する者を含む）が調査しても何ら異議がないものとし、またその調査に協力します。

第8条（期限の利益喪失）

- (1) 私は、次のいずれかの事由に該当したとき、または連帯保証人が②から⑤に該当し、会社が要求する代担保、増担保の提供もしくは連帯保証人の追加に応じないときには、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。
 - ①支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、会社から20日以上相当の期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - ②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - ③差押、仮差押、保全差押、仮処分の上申立て、または滞納処分を受けたとき。
 - ④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の上申立てを受けたとき、または自らこれらの上申立てをしたとき。
 - ⑤債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、また債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が会社に到達したとき。
 - ⑥売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合など割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引（以下「割賦販売法適用除外取引」という）は、分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - ⑦車両等の譲渡、質入、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき。
- (2) 私は、次のいずれかの事由に該当したとき、または連帯保証人が③に該当したとき、会社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。
 - ①本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
 - ②私が行方不明になったことを会社が知ったとき。
 - ③その他、信用状態が著しく悪化したとき。

第9条（遅延損害金）

- (1) 私は、分割支払金の支払いを遅滞したときには、支払期日の翌日から支払日まで、遅滞した分割支払金に対し、以下の年率（1年間を365日（閏年366日）とする日割計算、以下同じ）の割合による遅延損害金を支払うものとします。
 - ①翌月1回払い以外の取引（割賦販売法適用除外取引を除く）は、遅滞した分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金合計の残債務全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額
 - ②翌月1回払いの取引および割賦販売法適用除外取引は、遅滞した分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額
- (2) 私は、期限の利益を喪失したときには、期限の利益喪失日の翌日から完済の日まで、分割支払金合計の残債務全額に対し、以下の年率の割合による遅延損害金を支払うものとします。
 - ① (1) ①の取引は、法定利率を乗じた額

- ② (1) ②の取引は、年 14.60%を乗じた額

第 10 条（費用・公租公課の負担）

- (1) 私は、次の各号に掲げる費用を負担するものとします。
- ①分割支払金の口座振替が不能となった場合における再請求手続きに要する費用
 - ②分割支払金等を振込で支払う場合（第 14 条に定める支払いを含む）における振込用紙の発行および振込、収納代行に要する費用
 - ③会社が書面による催告をした場合における催告に要する費用
 - ④本契約の締結費用および本契約に基づく権利の行使または保全に要する費用
 - ⑤車両等の所有権留保およびその解除に要する費用
 - ⑥本契約にかかる各種証明書等の発行に要する費用
 - ⑦①から⑥の費用に関して課される消費税等（増額された場合はその増額分を含む）
- (2) 私は、車両等について、登録上の所有者名義のいかんにかかわらず、取得、所有、保管、使用ならびに提供を受ける役務その他本契約の締結および履行等にかかる一切の公租公課（増額された場合はその増額分を含む）を負担するものとします。

第 11 条（車両等の引取および評価・充当）

- (1) 私は、分割支払金の支払いを遅滞し、会社から車両等の一時預かりを要求されたときには、直ちに車両等を会社に引渡すものとします。
- (2) 私は、第 8 条により期限の利益を喪失したときには、会社が留保した所有権に基づき車両等を引取り、客観的に相当な価額または処分価格をもって、本契約に基づく債務および車両等の引取・保管・査定・換価に要する費用に充当すること、および充当後に余剰金が生じた場合は余剰金と他の契約に基づき会社に対し負担する債務とを相殺することに同意します。なお、充当・相殺後に過不足が生じたときは、私と会社との間で直ちに清算するものとします。
- (3) (2) において、車両等に付加され一体となっている物件および常用に供する付属品等があるときは、これらを含めて評価または処分することができ、私は会社に残存価値相当分の償還または賠償等をしないものとします。また、会社が車両等からこれらを取り外す場合には、私はその費用（原状回復費用を含む）を負担するものとします。
- (4) 会社は、再資源化預託金等（自動車リサイクル料金）その他車両等の処分に伴い移転する費用、料金等の対価を受領し、本契約に基づく債務に充当することができるものとします。
- (5) 会社が公的機関その他の第三者から車両等の引取要請を受け、これに応じたときは、私は会社が負担した一切の費用を負担するものとします。

第 12 条（見本・カタログ等との内容相違による売買契約等の解除等）

見本・カタログ等により売買契約等の申込みをした場合において、引渡された車両等が見本・カタログ等と相違していることが明らかなどときには、私は販売店に対し、車両等の交換もしくは再提供の申出または売買契約等の解除をすることができるものとします。なお、売買契約等を解除したときには、私は速やかにその旨を会社に通知します。

第 13 条（支払停止の抗弁）

- (1) 私は、次のいずれかの事由に該当するときは、その事由が解消されるまでの間、本契約に基づく債務の支払いを停止することができるものとします。
- ①販売店から車両等の全部または一部の引渡しが行なわれないとき。
 - ②車両等に破損、汚損、故障その他の欠陥があるとき（売買契約等の内容に適合しないものをいい、中古の場合は前使用者の使用態様等により通常生じるものを除く）。
 - ③その他車両等について、販売店に対し抗弁事由があるとき。
- (2) (1) に基づき私が支払停止を申出たときには、会社は直ちに所定の手続きをとります。
- (3) 私は、(2) の申出をするときには、あらかじめ支払停止の事由を解消するため、販売店との交渉等に努めるものとします。
- (4) 私は、(2) の申出をしたときには、会社に対し、速やかに支払停止の事由を記載した書面（資料がある場合は添付する）の提出に努めるものとします。また、提出された書面に基づき会社が調査するときには、私はその調査に協力します。
- (5) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することができません。
- ①割賦販売法適用除外取引に該当するとき。
 - ②支払総額が 4 万円に満たないとき。
 - ③割賦販売法に定める指定権利でないとき。
 - ④翌月 1 回払いの取引であるとき。
 - ⑤支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

⑥ (1) の各事由が私の責に帰すべきとき。

第14条（早期完済）

私は、事前に会社の承諾を得て、分割支払金を本契約に定める期日の前に支払うことができるものとします。この場合、私が分割支払金の支払いを遅滞なく履行し、かつ会社所定の方法により残債務全額を一括して支払ったときは、残債計算またはそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された戻し利息（期限未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合による額）を会社に請求することができます。

第15条（連帯保証人）

- (1) 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務につき、私と連帯して債務履行の責を負うものとします。
- (2) 連帯保証人は、会社の都合によって担保または他の保証を変更、解除しても異議がないものとします。
- (3) 連帯保証人は、保証債務を履行した場合において、代位によって会社から取得した権利を本契約に基づく債務が完済されるまで行使しないものとします。
- (4) 私は、本契約の締結に先立ち、連帯保証人に次の各号に定める情報を提供したこと、および提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを会社に表明し、保証します。
 - ①私の財産および収支の状況
 - ②私が本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - ③私が本契約に基づく債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- (5) 連帯保証人は、(4) 各号に掲げる情報の提供を受けたことを会社に表明し、保証します。
- (6) 会社が連帯保証人に対して行った履行の請求は、私にもその効力が生じるものとします。
- (7) 私は、会社が本契約に基づく債務の履行状況を連帯保証人に開示することについて、あらかじめ承諾します。

第16条（反社会的勢力等の排除）

- (1) 私および連帯保証人は、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当する関係を有しないことを表明し、確約します。
 - ①反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ②自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
 - ④その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
- (2) 私および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 私および連帯保証人が反社会的勢力等もしくは(1) 各号のいずれかに該当し、もしくは(2) 各号のいずれかに該当する行為をし、または(1) の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の報告をしたことが判明した場合において、会社は、取引を継続することが不適切であると判断したときには、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、私および連帯保証人は、会社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。
- (4) (3) に基づき本契約が解除された場合において、会社に損失、損害または費用（以下「損害等」という）が生じた場合には、私および連帯保証人は損害等を賠償する責任を負うものとします。また、私および連帯保証人に損害等が生じた場合には、私および連帯保証人は会社に何らの請求もできないものとします。
- (5) (3) に基づき本契約が解除された場合において、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまで本契約の各条項が適用されるものとします。

第17条（債権譲渡）

- (1) 私および連帯保証人は、会社が本契約に基づく債権および権利を必要に応じて、取引金融機関、債権回収会社その他（以下「金融機関等」という）に譲渡もしくは担保提供（質権および譲渡担保の設定を含む）その他の処分をすること、会社が金融機関等に代わって分割

支払金を受領すること、会社が金融機関等に譲渡した債権を買戻しすること、および会社が金融機関等との間で本契約に基づく債権および権利に関するその他の取引をすることについて、あらかじめ承諾します。

- (2) 私は、前項の譲渡等に関して、会社に対して有し、または将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しません。ただし、第13条（支払停止の抗弁）に基づき支払を停止できる債権の譲渡については、この限りではありません。

第18条（公的書類取得等の同意）

- (1) 私および連帯保証人は、本契約にかかる審査または債権管理のために会社が必要と認めたときには、私および連帯保証人の住民票等を会社が取得し、利用することに同意するものとします。
- (2) 私および連帯保証人は、会社が期限を指定し各種確認、公的書類等の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

私および連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず、私および連帯保証人の住所地、購入地または会社の本社、各営業店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条（契約の変更）

会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を会社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときはその他相当な方法で私および連帯保証人に通知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

- ①変更の内容が私および連帯保証人の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容が本契約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき。

第21条（OCSカード入会の申込み）

私は、OCSカード会員規約（これに付随する規約等を含む）を承認のうえ、OCSカードの入会を申込みます。なお、入会承認時におけるカードの交付、交付時期、交付の方法等は会社の任意によること、および入会不承認時に会社から通知が行われないことについて、私は承諾するものとします。

※私が外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者（例えば、政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等）またはその家族に該当する場合は、その公的地位の内容を会社に申告するものとします。

OCSオートローン「保証委託契約の内容」

申込者（以下「私」という）および連帯保証人予定者（以下「連帯保証人」という）は、以下の条項を承認の上、申込者が株式会社OCS（以下「会社」という）との間で締結したオートローン契約（以下「原契約」という）に基づき会社に対して負担する債務について連帯保証することを株式会社おきなワアセットブリッジ（以下「保証会社」という）に委託し、保証会社はこれを受託するものとします。

第1条（保証委託）

- (1) 私は、原契約に基づき会社に対して負担する債務（以下「原債務」という。）の連帯保証を会社を通じて保証会社に委託します。但し、会社から保証会社に保証委託の通知がなかったときはこの限りではありません。
- (2) 保証委託契約は、原契約が成立した時に成立するものとします。
- (3) 第1項の保証会社の連帯保証は、会社及び保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。

第2条（担保の提供）

- (1) 私は、資力及び信用などに著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に連絡し、保証会社の承認した連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れます。
- (2) 申込者が保証会社に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等において処分ができるものとします。
- (3) 私は、会社から保証会社が譲渡を受けた、または移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。
- (4) 私は、会社が原契約に関する申込者の債務の担保のために自らの所有権を留保している自動車（以下「自動車」といいます）について、

保証会社が会社に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも保証会社が要請し、会社が同意したときは、自動車の所有権が会社から保証会社に移転することにつき、あらかじめ承諾します。

- (5) 担保物に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために担保物に付属したものがあるときは、担保物件の処分に従うものとします。

第3条（保証債務の履行）

- (1) 私は、私が会社に対する原債務の履行を遅滞したため、又は会社に対する原債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が会社から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が私に対して何ら事前の通知催告することなく、会社に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
- (2) 保証会社が保証債務の履行によって取得した権利の行使については、原契約のほか、本契約の各条項が適用されるものとします。

第4条（求償権の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときには、私は、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.5%の割合（年365日の日割り計算）を乗じた額の遅延損害金を支払います。

第5条（求償権の事前行使等）

- (1) 私について、以下の各号の事由が一つでも生じたときには、保証会社は、私に対し求償権を事前に行使できるものとします。
- ① 原契約に定める期限の利益喪失事由に該当したとき。
 - ② 本契約に違反したとき。
 - ③ 暴力団員等もしくは第12条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ④ 私又は連帯保証人が保証会社に提出する第8条第1項に掲げる事項を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合。
 - ⑤ 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (2) 保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、私は、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。
- (3) 私が次の各号に該当した場合、保証会社が求償権の保全のために必要と判断し、保証会社から自動車の一時預かりを要求されたときは、保証会社の保証債務の履行前であっても、私は、直ちに自動車を保証会社に引き渡します。なお、私は、保証会社に自動車を引き渡した場合であっても、会社に対する金銭債務の支払いを免れることはできないことを確認します。
- ① 本条第1項各号の事由に該当したとき。
 - ② 原契約が解除されたとき。
 - ③ 保証会社に対する他の金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。

第6条（返済の充当順序等）

- (1) 私の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときには、私は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。私について、保証会社に対し本契約以外に複数の債務がある場合も同様とします。
- (2) 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、私の意思に反しないものとして取り扱うことに、私は同意します。
- (3) 私及び連帯保証人は、保証会社と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務（保証人が私と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

第7条（費用の負担）

保証会社が保証履行によって取得した権利の保全もしくは行使又は担保の保全、行使もしくは処分に要した費用（自動車の引取・保管・査定・換価に要する費用を当然に含む）及び本契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、私は保証会社の請求により直ちに支払うものとします。

第8条（通知・報告等）

- (1) 私及び連帯保証人は、保証会社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預貯金口座等を変更した場合、又は私もしくは連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知します。
- (2) 私及び連帯保証人は、前項の通知を怠った場合、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、送付書類は通常到達すべき等に到達したものとみなすことに異議ないものとします。

- (3)私及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。
- (4)私及び連帯保証人は、以下各号の場合、保証会社に直ちに書面で通知します。
- ①自動車に契約不適合又は瑕疵があることを認識した場合
 - ②自動車に対し第三者が権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等を行うことにより会社の所有権を侵害するおそれが生じた場合
 - ③自動車が盗難、滅失（所有権の侵害を含む）、又は修理不能の損害を受けた場合
 - ④自動車の利用に際し事故が生じた場合
 - ⑤自動車の占有を失ったとき
 - ⑥その他自動車の使用・保管に起因して損害が生じたとき
- (5)私又は連帯保証人の財産の調査について保証会社が必要とするときは、保証会社を私又は連帯保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。
- (6)保証会社が第4条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を私又は連帯保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
- (7)私及び連帯保証人は、保証会社の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

第9条（連帯保証人予定者）

- (1)連帯保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、本契約から生じる一切の債務につき、私と連帯して履行の責を負い、保証会社の都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議ありません。
- (2)連帯保証人は、連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、保証会社の同意がない限り、私の保証会社に対する債務が完済されるまでこれを行使しません。もし、保証会社からの請求があれば、代位して取得した担保権または担保権に係る順位を保証会社に無償で譲渡します。
- (3)連帯保証人が会社に対して原債務につき保証をし、又は会社に対して担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人との間の求償及び代位の関係は次の通りとします。
- ①保証会社が保証債務を履行したときは、連帯保証人は、保証会社に対して当該保証債務履行額の全額を支払います。
 - ②保証会社が保証債務を履行したときは、連帯保証人が当該債務につき会社に提供した担保の全部について保証会社が会社に代位し、保証会社は会社の有していた一切の権利を行使できるものとします。
 - ③連帯保証人が金融機関に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人は、保証会社に対して何らの求償をしません。
- (4)私は、連帯保証人に対し、次の各号に掲げる情報を提供したことを表明し、これを保証します。連帯保証人は、私から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- ①私の財産及び収支の状況
 - ②本契約から生じる債務以外に私が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - ③私が、本契約から生じる債務の担保としてほかに提供し、または提供しようとするものがあるときはその旨およびその内容
- (5)前項に誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、私及び連帯保証人は保証会社が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。
- (6)保証会社が連帯保証人の一人に対して行った履行の請求は、私に対してもその効力が生じるものとします。また、私又は連帯保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、連帯関係に全ての私及び連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
- (7)私及び連帯保証人は、保証会社と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務（保証人が私と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

第10条（債権譲渡の事前の承諾）

私及び連帯保証人は、保証会社が、本契約から生じる債務の全部又は一部について、株式会社沖縄債権回収サービスに対して譲渡することを予め承諾します。

第11条（情報の授受）

保証会社が相当と認めたときは、この契約に関して保証会社が知るに至った情報（私及び連帯保証人の個人情報等を含む。）を次の各号に定める機関との間で授受し、共同して利用することに同意します。

- (1)保証会社の親会社及び子会社等

(2)債権回収会社

(3)保証会社に対して損失補償を行う機関

第12条（反社条項）

私または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

第13条（契約の変更）

第1条第3項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

第14条（合意管轄）

私及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私及び連帯保証人の住所地、購入地及び保証会社の本社、各支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

【お問合わせ・相談窓口等】

1. 売買契約等（商品等）についてのお問合わせ、ご相談は表記販売店にご連絡ください。

2. 立替払契約（お支払）についてのお問合わせ、ご相談は下記の株式会社OCSにご連絡ください。

3. 支払停止の抗弁に関するお問合わせ、ご相談は下記の株式会社OCSにお尋ねください。

株式会社OCS

〒900-8609 沖縄県那覇市松山2-3-10

個別信用購入あっせん業者 登録番号 沖縄（個）第3号

貸金業者登録番号 沖縄総合事務局長（6）第00017号

日本貸金業協会会員 第005474号

サポートセンター（総合案内窓口）098-901-0094 平日9時～17時（自動音声対応/24時間365日受付）

お客様相談室（苦情・相談窓口）0120-11-0404 平日9時～17時

ホームページアドレス <https://www.ocsnet.co.jp>

株式会社おきなわアセットブリッジ

〒900-0036 沖縄県那覇市西1-19-7